

事 務 連 絡
平成 23 年 7 月 22 日

東北地方整備局建政部 住宅調整官 様

国土交通省住宅局住宅総合整備課
企画専門官 脇山芳和

東日本大震災に係る災害査定の簡素化に関する具体的な方法について

公営住宅に係る災害査定については「東日本大震災に係る災害査定の簡素化について（H23.6.29 国住備第 88 号。以下「課長通知」という。）」により通知しているところであるが、下記の点に留意し、円滑な運用を図られたい。

記

1 滅失の判断について

課長通知 1 (2)に掲げる「当該敷地において復旧することができないこととされた場合」については、個々具体の状況に対応して判断することとなるが、一般的には、復興計画など、地方公共団体が策定し公表した計画（策定予定の計画を含む。）において、住宅の立地に適さないとされた土地の区域に存する場合は想定されること。

2 住宅の滅失に係る査定の方法について

課長通知 2、に掲げる「現地査定及び机上査定の実施戸数」については、次のような方法により設定することが考えられること。

- ① 罹災証明書等をもとに全壊した住宅に係る罹災者名簿を作成し、滅失戸数を算定。
- ② 上記罹災者名簿から一定戸数の住宅を抽出[※]し、その戸数に対し、航空写真や現場写真等により全壊と認められる住宅の戸数の占める割合を算出。
- ③ ①で算出した滅失戸数に②で算出した割合を乗じて得た数を滅失戸数として査定する。

※抽出する住宅数は、市町村における全壊した住宅の 1 割程度を基本とするが、全壊した住宅数が 100 戸未満の場合は 10 戸、1000 戸以上の場合は 100 戸とすることも考えられる。

3 津波被害による既設公営住宅の滅失の判断について

今回の災害で津波による被害を受けた住宅の滅失判断については、課長通知 1 (1)により行うことを基本とするが、下表をその概ねの目安とすることが考えられるので参考とされたい。

住宅の階数	滅失判断の概ねの目安	備考
平屋建ての住宅	床上 1メートル程度まで浸水	「公営住宅法に基づく住宅災害復旧事業費調査立会の実施について（昭 31.10.1 蔵計 2242 号、最終改正 平成 17.6.21 蔵計 1713 号）」に基づき試算。
2 階建ての住宅	概ね 1 階天井まで浸水	「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について（平成 23.3.31 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）事務連絡）」による。
3 階建て以上の住宅	住宅の延床面積の 70%を満たす階数まで浸水	「公営住宅法に基づく住宅災害復旧事業費調査立会の実施について（昭 31.10.1 蔵計 2242 号、最終改正 平成 17.6.21 蔵計 1713 号）」に基づき試算。
	建物高さの 2/3 以上浸水し、かつ柱又は耐震壁に比較的大きなひび割れ、剥離（鉄筋の露出なし）等がみられる。	「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 21.6 内閣府）」に基づき試算。